

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から45年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで
③ 昭和48年10月
④ 昭和50年12月から52年3月まで
⑤ 昭和53年1月から同年3月まで
⑥ 昭和57年11月

申立期間①及び②についてはA市の美容室に勤務し、申立期間③、④、⑤及び⑥については、美容師の修行のため上京し、専門の美容室に勤務し、昭和57年12月には、A市に帰郷し、現在美容院を開いている。それぞれの期間について、国民年金保険料を納付した記憶は確かでないものの、保険料はすべて納付済みで未納が無いと思っていたので、当該期間が未加入および未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A市内の美容室に勤めていたと主張しているところ、A市の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により、昭和45年4月1日に国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認できる上、当初申立期間②の前後が納付済みであったことから、申立人は、国民年金に加入後継続して保険料を納付していたと考えるのが自然である。

なお、申立期間②直後の昭和48年4月から同年9月までの期間については、厚生年金保険に加入していたことが判明し、平成19年4月25日に還付処理が行われ、同年6月22日に申立人に還付されている。

2 申立期間⑤については、上京して美容師修行をしていたと主張しているところ、昭和52年4月から53年6月までの間については、B区の美容室

に勤務し、申立期間⑤を除く前後の期間の国民年金保険料が納付済みであることから、申立人は、52年4月から継続して保険料を納付していたと考えるのが自然である。

- 3 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和45年4月ごろA市において加入手続を行ったことが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿（マイクロフィルム）により、国民年金被保険者資格を45年4月1日に取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間①について申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 申立期間③及び④については、申立人がB区で美容師の修行をしていた時期で、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄に、国民年金被保険者資格を昭和45年4月1日取得、53年7月3日喪失との記載がある上、社会保険庁の特殊台帳には52年4月からの納付の記録があることを踏まえると、住所を転居するたびに国民年金への加入手続を行っていたと考えられる。

しかしながら、申立人が勤務していた美容室に厚生年金保険の適用事業所があり、厚生年金保険に加入していた期間があることが判明したことから、平成19年2月23日に申立期間③の前の期間（昭和48年4月から同年9月まで）及び申立期間③と④の間の期間（48年11月から50年11月まで）については記録が追加となった。このため、昭和48年4月から同年9月までは平成19年6月に還付の手続が行われており、48年11月から50年11月については還付の手続が行われていないことから、申立人は、48年10月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金への切替手続を行っておらず、国民年金保険料を納付していないと考えられる。

- 5 申立期間⑥については、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を昭和57年10月27日に喪失していることから、国民年金への加入手続に際して、同年10月いっぱい勤めていたと窓口で説明したものと推測される上、申立人が申立期間⑥について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間⑥の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から52年3月まで

昭和52年ごろにA町役場の職員から国民年金への加入を勧められ、当時、土地改良区の土木技師として役場に出入りし、同職員とも面識のあった父親の勧めもあり、初めて国民年金への加入手続を行い、付加年金にも加入した。その後20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できるという話があり、53年夏から秋ごろに、自分で10万円を負担し、残りは父親に工面してもらい合計で約30万円を一括して納付した。申立期間の保険料が未加入とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、A町において昭和52年12月15日に払い出されていることが確認できるとともに、A町の国民年金収納記録カード（紙台帳）により、申立人が同年4月1日から付加年金に加入していることが確認できる上、当時、申立人に特例納付を勧めたとする役場の職員は、53年に申立人への国民年金保険料の納付勧奨を行ったことを証言しており、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人が約30万円の国民年金保険料を一括して納付したとする昭和53年夏から秋は、第3回目の特例納付が行われていた時期であり、申立人が一括納付したとする金額は、当時申立期間について特例納付制度を利用して納付した場合に必要な保険料合計額ともおおむね一致する。

さらに、昭和53年8月1日付けの「A町公民館報」に年金便りとして特例納付の案内が掲載されており、当時、申立人に特例納付を勧めた職員は、「町民を対象にした説明会の場で社会保険事務所の職員から国民年金への加

入及び特例納付制度の説明を行い、その場で国民年金保険料の納付書を発行していた。」と証言しているなど、当時、A町では国民年金への加入勧奨及び特例納付制度による納付勧奨を行っていたことが推認でき、申立内容に不自然さはみられない。

加えて、申立人の夫は、国民年金の強制加入者であることから、申立人も強制加入者となるが、A町の国民年金被保険者名簿では、当初、任意加入者として国民年金被保険者資格を取得したとの記載になっており、昭和60年12月26日付けで社会保険庁の電算記録で任意から強制への種別訂正が行われているなど、行政側の事務処理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月までの期間、44 年 4 月から同年 11 月までの期間、46 年 8 月から同年 9 月までの期間及び 48 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から同年 11 月まで
③ 昭和 46 年 8 月から同年 9 月まで
④ 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 50 年ごろ、さかのぼって国民年金保険料を納付できることを地域の役員に教えてもらい、同年 12 月に社会保険事務所に行って手続を行い、すべての未納期間の保険料を郵便局で納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和 44 年 12 月に国民年金の加入手続を行い、同年同月から 45 年 6 月までの国民年金保険料を現年度納付しているほか、46 年 10 月から 48 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間を除き、60 歳に至るまでの保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、「昭和 50 年ごろ、さかのぼって国民年金保険料を納付できることを地域の役員に教えてもらい、特例納付及び過年度納付の手続を行った。」と主張しているところ、50 年 12 月に、40 年 4 月から 44 年 3 月までの期間及び 45 年 7 月から 46 年 7 月までの期間の保険料を第 2 回の特例納付により納付するとともに、48 年 10 月から 50 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、特例納付は、先に経過した期間から順に納付することとなっていたことを確認済みであることから、申立期間①及び②の期間を残してその後の特定の期間について特例納付したとは考え難い。

その上、申立期間③及び④については、平成 20 年 2 月 12 日に、当初は納付済みであった記録の取消しが行われており、その理由について社会保険事務所では、「特殊台帳の記録及び申立人が所持する領収証書と整合させた。」と説明しているが、当該領収証書は、「昭和 40 年 4 月～49 年 3 月分」との記載はあるものの、期間の内訳及び合計の記載が無く、通常別々であるはずの特例納付及び過年度納付が一緒になっているなど、当時の行政側の事務処理に不手際が認められるものであることから、申立人の納付記録を取り消す根拠とする正当な証拠とは認め難い上、申立人の納付記録に基づく年金給付に対する期待と信頼は、30 年以上の長期間にわたり醸成されてきたと認められるところであり、申立期間③及び④について、特殊台帳に未納の記録があること及び申立人が所持している領収証書の内訳には同期間が含まれないと分析したことを理由として、納付記録の取消しを行うことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年12月16日から35年12月29日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA署における資格喪失日に係る記録を35年12月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を33年12月から34年9月までは6,000円、同年10月から35年9月までは7,000円、同年10月から同年11月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月16日から36年1月1日まで

昭和32年12月から35年12月までA署に勤務していたが、月雇作業員であった期間は厚生年金保険の被保険者であるのに常用作業員となった33年12月から被保険者でなく納付できない。A署長の勤務証明書があるので申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A署長の勤務証明書及び元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA署に常用作業員（年間継続して勤務し、かつ、1年以上継続して勤務した実績がある者）として勤務していたことが確認できる。

また、A署のB課C係であった元同僚は「常用作業員は常用雇用した者であるので厚生年金保険に必ず加入させていた。」と証言していることから、当時のA署では、常用作業員は厚生年金保険に加入させる取扱いがなされていたと認められる。

なお、D署（平成15年にA署とE署が合併）から提出された申立期間当時のE署の雇用台帳に記載されている女性は、月雇作業員から常用作業員となった後も継続して厚生年金保険の被保険者であったことを確認済みである。

一方、申立期間のうち、昭和35年12月29日から36年1月1日までの期間

については、A署は35年12月29日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）の所在は不明である上、このほか、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として35年12月29日から36年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年12月16日から35年12月29日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和33年12月16日から35年12月29日までの期間の標準報酬月額については、申立人と同世代の元同僚の社会保険事務所の記録から、昭和33年12月から34年9月までは6,000円、同年10月から35年9月までは7,000円、同年10月から同年11月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては現存する保存文書には証拠となる文書が無いため不明としているが、事業主から、申立期間に行われるべき被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や資格喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が記録しないとは考え難いことから、事業主は昭和33年12月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年12月から35年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和39年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月21日から同年8月1日まで
昭和37年3月から50年10月までA社に勤務したが、その間、同社B工場から同社C営業所に転勤になった39年6月及び7月の2か月分が厚生年金保険の被保険者になっていない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職者情報及び人事異動の記録並びに雇用保険の加入記録により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和39年6月21日に同社B工場から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年8月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであり、保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から同年8月まで

申立期間当時は学生であったため、母が2人の兄の分と一緒に毎月役場の窓口で国民年金保険料を納付してくれたはずであり、保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の20歳到達時強制加入者の加入時期から、申立人は、平成6年7月以降にA区において国民年金の加入手続を行っていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳により、国民年金被保険者資格を20歳となる4年6月20日にさかのぼって強制で取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成6年7月中であれば、申立期間について過年度納付をすることは可能であるものの、社会保険事務所の電算記録において、国民年金に加入後の6年10月に4年9月から5年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点で申立期間の保険料は制度的に過年度納付することができない。

さらに、申立人が申立期間について申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 50 年 11 月に A 市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料と合わせて付加保険料を納付した。その後、57 年 3 月に A 市から B 市（現在は、C 市）へ転居し、付加保険料の納付を中止する手続を行っていないにもかかわらず、57 年 4 月以降、定額の保険料は納付されているが、付加保険料の納付記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳により、申立人は、昭和 50 年 11 月 22 日に A 市において国民年金に任意加入後、57 年 3 月に B 市（現在は、C 市）に転居していることが確認できる上、C 市の国民年金個人別検認集計表により、申立人が、国民年金に任意加入した 50 年 11 月は定額の国民年金保険料を納付し、翌 12 月から 57 年 3 月まで定額保険料と付加保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、C 市が保管していた旧 B 市における申立人の「国民年金保険料納付済通知書」により、申立人が同 B 市に転入後の昭和 57 年 4 月からの申立期間について、申立人は定額保険料のみを納付し、付加保険料を納付していないことが確認できる上、このことは C 市の国民年金個人別検認集計表の納付記録とも一致する。

また、申立人は、昭和 57 年 3 月分の国民年金保険料について、旧 B 市が発行した納付書によって納付している上、57 年 4 月分以降の保険料は、同年 3 月分までの付加保険料を加算した月額保険料を上回る定額保険料の値上げがあったため、申立人が支払った 57 年 4 月分以降の保険料月額が定額保険料のみなのか、付加保険料を加算した額なのかを申立人が承知できる状況に無か

ったことから、継続して付加保険料も一緒に納めていたとする申立人の思いは理解できるものの、申立人が申立期間について申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から47年12月まで

昭和41年4月ごろ妻と知り合い、交際を始めてからしばらくして妻の勧めもあり、国民年金に加入した。実家と妻の家とは同じA町（現在は、B市）にあり、初めのころは実家に集金に来た地区担当役員に自分で国民年金保険料を納め、妻と同棲^{せい}を始めた44年ころからは妻が自分の分と一緒に地区担当役員に保険料を納めていたと記憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納になっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙台帳）に、昭和52年4月26日に国民年金資格取得届を受付、同年4月28日に社会保険庁に進達したとの記録があり、また、国民年金被保険者資格を同年4月1日に新規に強制で取得したことの記録があることから、申立人が52年4月に初めて国民年金に加入したことが確認できる。

また、申立人は、昭和46年12月の結婚と同時に妻の母親と養子縁組を行っていることを説明しているところ、上記の国民年金被保険者名簿の申立人の姓は、養子縁組後の姓となっており、同説明とも符合し、A町（現在は、B市）において、養子縁組前の41年ごろに申立人が旧姓で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について、3か月ごとに地区担当役員が保険料の集金に来たこと及び一括して保険料を納めた記憶もあると説明しているところ、上記の国民年金被保険者名簿の納付欄において、昭和54年度の保険料を55年1月31日に一括納付している状況及び昭和55年度から59年度にかけての保険料を3か月ごとに納付している状況が確認できる

ことから、同納付記録に基づく説明とも考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から45年3月までの期間、46年8月から47年12月までの期間及び56年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年8月から45年3月まで
② 昭和46年8月から47年12月まで
③ 昭和56年3月から同年7月まで

申立期間①及び②については、私の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間③については、私がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人は、昭和48年1月にB市で国民年金に任意加入していることが確認できる上、B市から転入したA市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）により、48年1月8日に国民年金被保険者資格を任意で取得したことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、A市で昭和41年3月に結婚後、申立人の夫の全国規模の転勤に伴って複数回住所を異動していて、申立人は、その都度、国民年金の転入手続を行った記憶が無いと説明している上、C市在住の申立人の母親がその都度、申立人の国民年金の転入手続を行い、新住所地で発行される納付書を手し、国民年金保険料を納付したことは考え難い。

2 申立期間③については、A市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）により、

D社への就職に伴い、昭和 55 年 11 月 6 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるが、新たに申立期間③について国民年金に加入した記録は無い。

また、申立人は、申立期間③について申立人が自分で厚生年金保険から国民年金へ切替手続を行ったことの記憶、国民年金保険料の納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧である。

- 3 申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、すでに他界し、申立人は申立期間①及び②について、保険料納付に関与していないことから納付の実態が不明である上、申立期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年8月まで

短大卒業後の昭和45年4月からA社に就職したが、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、すぐに国民年金に加入し、家の近くのB銀行で3か月ごとに国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納になっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿から昭和54年12月以降にC区において払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳により、申立人がC区において旧姓で国民年金に加入し、国民年金被保険者資格を53年9月1日にさかのぼって強制で取得していることが確認でき、申立てにある45年4月ごろにC区において別の国民年金手帳記号番号の払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間において現在所持している年金手帳とは別の国民年金手帳の交付を受けた記憶が無く、当時の国民年金保険料と大幅に異なる金額を納めたことと主張するなど納付についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 43 年 9 月から 46 年 6 月まで

自営で運送業を行っていて、妻が A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、妻の保険料が納付済みとなっているのに、自分が国民年金に未加入で保険料が未納になっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から、昭和 52 年 2 月ごろ国民年金への加入手続を行ったことが確認でき、また、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄により、51 年 12 月 30 日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる一方、A 市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）により、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていて、54 年 4 月 19 日に 52 年 2 月ごろ払い出された新しい方の国民年金手帳記号番号に納付記録を転記した旨の記載があり、申立人の国民年金被保険者資格取得日は 51 年 12 月 30 日から 35 年 10 月 1 日に訂正され、かつ、40 年 7 月 1 日にいったん喪失していることが確認できる。

また、申立人は、昭和 39 年 4 月から国民年金被保険者資格を喪失する 40 年 6 月まで国民年金保険料を納付し、厚生年金保険に加入していたことが判明して平成 20 年 4 月 23 日に 39 年 7 月から 40 年 6 月までの納付済みの保険料の還付を受け、その後 39 年 7 月から申立期間を含めて 51 年 11 月まで断続的に厚生年金保険に加入し、その間、申立期間の前に 2 つの期間で国民年金の未加入期間があることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていないことを申立人は認めている。

さらに、申立人の妻の国民年金への加入状況をみると、昭和 39 年 4 月に国

民年金に強制加入してから一度も強制加入から任意加入への切替手続を行ったことはなく、厚生年金保険に加入する前の 48 年 12 月まで申立期間を含めて一貫して強制加入者として取り扱われており、申立人は、申立期間についても厚生年金保険から国民年金への切替手続をきちんと行っていたとは推認できない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、社会保険事務所の指導を受けて、平成 4 年から任意で 4 か月間国民年金に加入したことによって厚生年金保険と国民年金の合計加入期間をちょうど 300 か月確保して年金受給権を取得しているが、その際、申立期間が未加入になっていることについての疑義申出は行っていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 50 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月から 50 年 4 月まで

母が国民年金を受給し始めたころに、自分も必要と感じ、A町役場で国民年金の加入手続を行い、同町役場で毎月 1,000 円から 2,000 円台の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が昭和 55 年 5 月ごろにA町において国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する年金手帳により、申立人が国民年金の被保険者資格を 55 年 5 月 28 日（平成 17 年に、厚生年金保険加入が判明し、昭和 55 年 6 月 4 日に変更）に初めて取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その母親の国民年金受給を契機に自分も国民年金に加入したと主張しているが、その母親の国民年金受給開始は、60 歳に到達した昭和 48 年 3 月以降となることから、申立内容に不自然さが認められる。

さらに、申立人が記憶する申立期間の国民年金保険料月額、実際の金額と大きく異なっている上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 400

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月まで

私の父が、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続を行ってくれ、昭和 43 年 2 月に私が親元を離れるまでの間、自分と姉の分と一緒に私の国民年金保険料も隣組の集金により納付してくれていたはずであり、申立期間について、父と姉が納付済みであるにもかかわらず、私が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が昭和 40 年 8 月ごろに A 市において国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、同市の国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人が国民年金の被保険者資格を 40 年 4 月 1 日にさかのぼって取得していることが確認でき、20 歳になった 39 年 2 月の時点で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、既に他界しその証言を得ることはできず、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与していなかったことから、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付についての具体的な状況が不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から62年9月まで

申立期間当時、妻が厚生年金保険の被保険者であったため、私の国民年金は任意加入であることを知り、一時期国民年金保険料を納付していなかったが、後で考え直し、届いた納付書により妻が銀行において未納分をすべて納付したにもかかわらず、申立期間が未加入及び未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年10月に国民年金被保険者資格の喪失を行った覚えはないと主張しているが、A市の国民年金被保険者台帳により、申立人が59年10月31日に同資格をいったん喪失していることが確認できる。

また、申立人は、年金制度改正に伴い、昭和61年4月から強制被保険者となったことから、国民年金の再加入手続を行っていることが、A市の国民年金被保険者台帳により確認できるものの、同台帳の納付記録欄において、61年4月から62年9月までの国民年金保険料が未納であることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が、平成元年12月28日に、同年4月から同年12月までの国民年金保険料を現年度納付し、2年1月29日に、昭和62年10月から平成元年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立人は、平成元年12月ごろに国民年金の再加入手続を行い、申立人が強制被保険者となった昭和61年4月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したことが推認でき、当該加入手続の時点では、61年4月から62年9月までについては時効により過年度納付できない。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとするその妻

の当該納付に係る記憶は曖昧^{あいまい}である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年6月1日まで

昭和11年4月にA社B製作所に入社し、木工部門に従事した。6か月の見習工を経て同年11月から本工として採用され、17年の年金制度発足後は、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の被保険者となったのは19年6月1日であり納得できない。

また、申立人は、昭和51年ごろ、申立期間について社会保険労務士を通じて小諸社会保険事務所に調査を依頼したほか、60年、平成2年、12年及び13年に直接C及びD社会保険事務所に出向き、調査を依頼し、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったとの主張を続けていた。

年金制度発足時から同じ仕事をしていたA社B製作所での申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された履歴書(申立人が生前主張していた内容やメモに基づき申立人の息子が作成。)において、申立人は、A社B製作所に昭和11年4月に見習工として入社し、同年11月に本工となり、18年4月に技程補、19年5月に技程となったと記載されているところ、戸籍謄本除籍簿により、申立人の長男(15年4月出生)、2男(17年6月出生)及び3男(19年11月出生)は、いずれも同事業所の所在地に近いE県F郡G町において出生していることが確認できることから、当該履歴書の内容は信憑性^{びよう}が高いと認められ、申立人は、申立期間を含め同事業所に継続して勤務していた

と推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険番号払出簿及び被保険者名簿により、申立人は、労働者年金保険法に基づき昭和19年6月1日に同社B製作所で被保険者資格を取得していることは確認できるものの、それ以前の、同法が施行された17年6月1日から19年5月31日までについては、被保険者資格を取得している事情は見当たらない。

また、申立人がA社において部下であったとする同僚（死亡）も、申立人と同様に労働者年金保険法に基づき昭和19年6月1日に同社B製作所で被保険者資格を取得していることが確認できるものの、それ以前に被保険者資格を取得している事情は見当たらない。

さらに、A社B製作所は昭和20年2月の空襲によって焼失し、20年8月の終戦に伴い廃業となっていることから関係資料（人事記録、賃金台帳等）は既に無い上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 15 日から同年 8 月 14 日まで
② 昭和 41 年 8 月 15 日から 42 年 8 月 26 日まで
③ 昭和 42 年 10 月 16 日から 43 年 2 月 16 日まで
④ 昭和 43 年 2 月 16 日から 47 年 7 月 21 日まで

平成 19 年 6 月に厚生年金保険被保険者加入期間の照会を行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとのことだったが、脱退手当金を受けたことはないので、脱退手当金が支給されたという取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、A社B製作所の前に勤務した3事業所（同社C支社、D社及びE社）の厚生年金保険の被保険者期間も含めて計算されており、支給額に計算上の誤りは無い上、A社B製作所の資格喪失日から約3か月後の昭和47年10月30日に脱退手当金の支給決定が行われているほか、申立人が勤務していた同事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び申立人の資格喪失日前後に資格喪失し、脱退手当金の支給記録がある女性4名はいずれも脱退手当金の支給を意味する「脱F（社会保険事務所名）」の押印が記されているなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。